

大阪市立港中学校 標準服のデザイン等に係る事業者募集要項

1 目的

港区では、港区西部地域学校再編整備計画（令和6年1月策定）により、令和9年4月に港中学校^{*1}と築港中学校^{*2}の統合を予定している。

この統合に向けては、大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則（令和2年大阪市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づいて、港中学校・築港中学校 学校適正配置検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、統合後の学校の標準服等の意見聴取を行っているところである。

これまでの検討会議での意見聴取等を経て、統合後の学校名は、港中学校とすることが決まったが、標準服等については、新たな出発を象徴する意味を込めて一新する。

については、本募集要項により、標準服の新しいデザイン等を提案いただける事業者（以下、「事業者」という。）を募集する。

※1 港中学校

所 在 地：〒552-0015 大阪市港区池島1丁目5番35号

ホームページ：<https://swa.city-osaka.ed.jp/j572181>

※2 築港中学校

所 在 地：〒552-0021 大阪市港区築港1丁目2番41号

ホームページ：<https://swa.city-osaka.ed.jp/j572184>

2 概要

（1）募集・選定にかかる体制

標準服等の選定や見直しは、通常、当該校長が保護者や生徒など学校関係者の意見を聴取のうえ行うが、本市における学校再編に伴う場合は、規則に基づき、検討会議で意見聴取のうえ進めるものとし、教育委員会事務局総務部教育政策課港区教育担当（兼 港区役所協働まちづくり推進課）において、港中学校及び築港中学校の校長（以下、「校長」という。）への事務的支援を行うものである。

（2）選定の進め方

デザイン等の選定にかかる進め方は、本要項及び別紙「仕様書」によるものとし、新しいデザイン等は、応募書類、モデル服、プレゼンテーションの内容、保護者等アンケートをもとに、検討会議において審査及び意見聴取のうえ、校長が決定する。

(3) 費用負担

応募に際してかかる費用は、すべて事業者の負担とすること。これを了承のうえ、応募すること。

(4) 事業者の決定後

決定した事業者から提出のあったデザイン等に関する資料をもとに、校長から令和9年度新入生保護者に向けて、標準服のデザイン等及び販売店を案内する。

また、在校生については、大阪市立小学校・中学校 学校適正配置の推進のための指針（以下「指針」という。）に基づき、保護者に過度の負担を与えないよう、教育委員会事務局が購入のうえ貸与等を行う予定である。

なお、教育委員会事務局が購入予定の在校生の標準服については、事業者から校長へ提出のあったデザイン等に関する資料をもとに、別途、製造・販売事業者を公募する予定である。

3 応募資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 応募時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 応募時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 適切な情報セキュリティー・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (7) 2つ以上の事業者が共同体を結成して応募する場合は、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 各事業者は、共同事業体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 応募書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者及び構成員は、上記(1)～(6)の要件をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 応募書類提出時に、共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 代表者を含む全ての構成員が、単独若しくは他の共同体で本事業者募集に応募することはできない。

4 スケジュール

日程	項目
1月 13 日 (火)	公募開始
1月 20 日 (火)	事業者向け説明会 参加申込み締切
1月 21 日 (水)	事業者向け説明会 開催
1月 26 日 (月)	質問受付締切
1月 30 日 (金)	質問に対する回答（港区ホームページ掲載）
2月 2 日 (月) ～2月 20 日 (金)	応募書類 提出期間
3月 3 日 (火)	モデル服をもとにプレゼンテーション
4月	・港中学校及び築港中学校においてモデル服展示 (詳細は別途通知する) ・保護者・生徒・教職員等アンケート実施
6月上旬	・審査 ・事業者決定、選定結果通知

5 応募手続等に関する事項

(1) 質問の受付

① 受付期間

公募開始日から令和8年1月26日（月）午後5時30分まで

② 提出方法

電子メールにて提出すること。

提出先アドレス：minato-edu@city.osaka.lg.jp

③ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年1月30日（金）に港区ホームページに掲載する。なお、回答内容は募集要項を補足する効力を持つものとする。

掲載先 URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/index.html>

(2) 応募手続き

① 提出書類

応募事業者は次のとおり、別紙様式を含む関係書類を提出すること。

内容	様式
会社の概要(標準服等の取扱実績・供給体制等を含む)	様式 1
標準服についての提案	
・提案する標準服についてのコンセプト	様式 2-1
・材質・機能等	様式 2-2
・デザイン（写真等） 夏用・冬用各1種	様式 2-3

・標準服の価格(税込)	様式 2-4
・標準服のサイズ表	様式 2-5
アフターサービスについて	様式 3
採寸から納品までの手順	様式 4
販売店について	様式 5
誓約書	様式 6

② 提出期間

令和8年2月2日(月)午前9時30分から
令和8年2月20日(金)午後5時30分(必着)まで

③ 提出先

「11 事務局」に記載する事務局へ、持参・メール・郵送のいずれかの方法にて提出すること。持参の場合は、必ず電話またはメールにて事前連絡すること。

6 説明会

本事業者募集にかかる説明会を次のとおり実施する。なお、応募にあたり、説明会への参加は必須とはしない。

参加を希望の場合は、(4)のとおり事前に参加申込みをすること。

(1) 日時

令和8年1月21日(水)午後3時00分より

(2) 場所

大阪市立港中学校 多目的室

(3) 内容

- ・募集目的・進め方について
- ・提案に関する応募書類等について

(4) 参加申込

電子メールにて、会社名、参加者氏名、連絡先を明記すること。

- ・申込期限：令和8年1月20日(火)午後5時30分(必着)まで
- ・申込先アドレス：minato-edu@city.osaka.lg.jp

7 プレゼンテーション

応募事業者により、応募書類及びモデル服に基づくプレゼンテーションを実施すること。なお、審査にあたっては、アンケートの結果等も併せて総合的に判断するため、本プレゼンテーションのみで事業者を決定するものではない。

詳細は、別途応募事業者に対して通知する。

(1) 日時

令和8年3月3日(火) 午後6時より(開始時間は変更となる場合がある)

(2) 場所

大阪市立港中学校

8 審査及び結果通知

(1) 審査方法

学校長及び検討会議のメンバーにおいて、応募書類、モデル服、プレゼンテーションの内容について、次の（2）に掲げる審査基準に照らして審査する。

続いて、保護者等アンケートの集約結果と合わせて、検討会議での協議において事業者を選定するものとし、その結果をもとに学校長が決定する。

なお、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査基準

No	評価項目	評価のポイント
①	機能的配慮	別紙仕様書に基づいた機能性を持つか。
②	経済的配慮	現行の両校の価格と比較して、社会通念上許容できる範囲での価格設定であるか。
③	デザイン	別紙仕様書を基本に、生徒が安全で規律ある学校生活を送ることのできるようなデザインであるか。
④	その他	<ul style="list-style-type: none">令和9年4月の開校までに生徒へ標準服の供給ができるか。開校後の需要に安定して対応できる組織体制であるか。購入先が明確かつ十分なアフターサービスを備え、保護者の利便性が確保されているか。

(3) 結果通知

選定結果については、すべての応募事業者に対し通知する。

9 その他留意事項

- (1) 応募にかかる費用(モデル服の作成、搬入及び搬出にかかる経費等)は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類の返却は行わない。ただし、モデル服は選定終了後に返却する。
- (3) プrezentationまたはモデル服展示のいずれか一方でも参加しなかった場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 1事業者が提案できるデザインは、2セット以内とする。
- (5) 採用された標準服のコンセプトやデザインに関する権利は学校に帰属するものとする。
- (6) 決定した事業者は、学校長と協議のうえ、デザイン等に関する詳細の調整に応じること。また、学校長あてに、ホームページ等での公表や保護者の購入にかかる案内に必要な情報(型番や写真など)を提出すること。なお、提出済みの応募書類等でこれらの情報が確認できる場合は省略する。
- (7) 応募書類等に事実に反する記載があった場合、応募を無効とする。

10 新標準服への移行

令和9年4月の開校時には、原則全生徒が新デザインの標準服を着用する。

(1) 開校までの流れ（予定）

項目	日程（目安）
①事業者決定	令和8年6月上旬
②事業者は、学校長と協議のうえ、デザイン等に関する詳細を調整。ホームページ等での公表や保護者の購入にかかる案内に必要な情報（型番や写真など）を提出。	令和8年6月下旬
③在校生（開校時2・3年生）に貸与する標準服を教育委員会事務局が購入。（②で提出のあったデザイン等に関する資料をもとに製造・販売事業者を公募する予定※）	令和8年7月～11月
④製造・販売事業者が港中学校及び築港中学校において、在校生の標準服の採寸を行う。	令和8年12月
⑤新入生（開校時1年生）の標準服の採寸・購入。	令和9年1月
⑥開校。新標準服へ移行。	令和9年4月

※入札参加には、「大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等）の種目15：服類」において登録されていることが条件となる。

(2) 【参考】両校生徒数（令和7年5月現在）

	1年生	2年生	3年生	合計
港中学校	60	53	87	200
築港中学校	11	21	23	55

11 事務局

本事業者募集にかかる事務局及び問合せ先は、次のとおりとする。

大阪市教育委員会事務局 総務部教育政策課 港区教育担当
(兼 港区役所協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ))

担当：岡崎・瀧石

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所53番窓口）

電話：06-6576-9975 FAX：06-6572-9512

電子メール：minato-edu@city.osaka.lg.jp